

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

○長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正

所管課（室）名

総 務 文 書 課

◎ 公 告

- ・測量の終了（6件）
- ・都市計画の図書の縦覧

建 設 企 画 課

都 市 政 策 課

告 示

長崎県告示第229号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号）の一部を次のように改正し、令和7年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和7年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 学事振興課関係						別表（第2条関係） 学事振興課関係					
補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者	
1～4 略						1～4 略					
5 長崎県 私立高 等学 校（通 信制 課程を 除く。） に 通学す る生徒 の保護 者（県 内に住 所を有 する者 に限る。） の 経済的 負担の 軽減を 図る。	私立の高 等学 校（通 信制 課程を 除く。） に 通学す る生徒 の保護 者（県 内に住 所を有 する者 に限る。） の 経済的 負担の 軽減を 図る。	補助対象者が、 保護者の負担す る生徒の通学費 に対して助成を 行う場合におけ る当該助成額。 ただし、通学 費は、最も経済 的かつ合理的と 認められる通常 の経路により通 学する場合に要 する列車、路面 電車、バス又は 船舶の運賃とす る。	10分の10 以内。た だし、別 に定める 基準によ り算定す る額を限 度とす る。	高等学 校（通 信制課 程を除 く。）を 設置す る学校 法人		5 長崎県 私立高 等学 校（広 域通 信制課 程を除 く。） に 通学す る生徒 の保護 者（県 内に住 所を有 する者 に限る。） の 経済的 負担の 軽減を 図る。	私立の高 等学 校（広 域通 信制課 程を除 く。） に 通学す る生徒 の保護 者（県 内に住 所を有 する者 に限る。） の 経済的 負担の 軽減を 図る。	補助対象者が、 保護者の負担す る生徒の通学費 に対して助成を 行う場合におけ る当該助成額。 ただし、通学 費は、最も経済 的かつ合理的と 認められる通常 の経路により通 学する場合に要 する列車、路面 電車、バス又は 船舶の運賃とす る。	10分の10 以内。た だし、別 に定める 基準によ り算定す る額を限 度とす る。	高等学 校（広 域通 信制課 程を除 く。）を 設置す る学校 法人	
6～9 略						6～9 略					
10 長崎県	本県にお	私立学校法第3	4分の1	市町		10 長崎県	本県にお	私立学校法第3	4分の1	市町	

10～20 略		大学設置事業費補助金	ける高等教育の振興を図り、もって人材の育成及び若者の定住を促進する。	条に規定する学校法人及び一般財団法人（以下「学校法人等」という。）が行う大学（大学院、短期大学及び短期大学を廃止して新設する大学を除く。）の新設に要する経費（ただし、学校法人等が文部科学省への設置認可申請時の貸借対照表から算定する自己資金又は過年度の消費収支計算から算定する累積の自己資金を大学の新設に要する経費に充てる場合に限る。）について、市町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の規定に基づき設置された一部事務組合を含む。以下同じ。）が当該学校法人等に対し、補助を行う場合の当該市町の補助した額	以内。ただし、12億円を限度とする。		
11～21 略		22	長崎県私立学校電気代高騰緊急支援事業費補助金	エネルギー等物価高騰の影響を受けている私立学校の負担軽減を図り、安定した教育環境の持続を促進する。	私立学校が負担する電気代高騰分に要する経費。ただし、補助対象経費の基準は、知事が別に定める。	2分の1以内	小学校、中学校、高等学校、専修学校又は各種学校を設置する者のうち、別に定める基準を満たす者
21 略		23	略				

財政課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県交通事業会計補助金	長崎県交通事業の財政の健全化に資する。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の3の規定に基づき補助の必要がある次に掲げる経費 (1)～(4) 略 (5) <u>企業債（脱炭素化推進事業）の元利償還に要する経費</u>	略	

財政課関係

	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1	長崎県交通事業会計補助金	長崎県交通事業の財政の健全化に資する。	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の3の規定に基づき補助の必要がある次に掲げる経費 (1)～(4) 略	略	

公 告

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、小迎南風崎土地改良区理事長から公共測量（小迎地区確定測量業務）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市西彼町小迎郷地域	令和7年3月19日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島市長から公共測量（デジタル撮影、写真地図）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
五島市	令和7年3月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、大村市上下水道局長から公共測量（数値地形図作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
大村市 松原本町、草場町、福重町、皆同町、寿古町、沖田町、黒丸町、	令和7年3月17日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
東彼杵郡東彼杵町	令和7年3月18日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（路線測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
諫早市森山町	令和7年3月24日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、松浦市長から公共測量（3D都市モデル作成）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
松浦市都市計画区域内	令和7年3月28日

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年4月11日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類及び名称

長崎都市計画（長崎国際文化都市建設計画）地区計画（新戸町地区計画）（長崎市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県長崎振興局

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
田
宏
リ
ン
ト
弥